平成 26 年度文部科学省委託事業

中央競技団体のガバナンスの確立、強化に関する調査研究

NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン ~NF のガバナンス強化に向けて~(概要)

スポーツ団体のガバナンスに関する協力者会議平成 27 年 3 月 3 日

NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン ~NF のガバナンス強化に向けて~ (概要)

- ◆ 概要、作成目的等
- ✓ 日本の中央競技団体(National Federation)向けのガバナンスガイドライン
- ✓ ガイドライン作成の目的は、組織運営の骨格、基盤強化:
 - ① 競技の普及、振興、競技力の向上
 - ② スポーツ基本法の理念の実現、アスリートファースト
 - ③ NF の自律・自立
- ✓ 平成 26 年度文科省委託事業日本スポーツ仲裁機構が主催する「スポーツ団体 のガバナンスに関する協力者会議」による調査研究に基づき作成
- ◆ ガイドライン作成にあたっての前提事項
 - (1) NF の本質的特徴
 - ① 一つの組織
 - ② スポーツ団体
 - ③ 国内統括組織
 - (2) NF の本質的特徴から導かれる 7 つのガバナンス原則
 - ① 権限と責任の明確化
 - ② 倫理的な行動、法令遵守
 - ③ 適正なルール整備
 - ④ 透明性と説明責任
 - ⑤ 戦略的計画性
 - ⑥ 多様なステークホルダー(利害関係者)の尊重
 - ⑦ 効果的な財務運営

◆ 7	ガイ	ドラ	イン	の項	目一	·覧
------------	----	----	----	----	----	----

1.	NF 運営全般に関するフェアプレーガイドライン
	(1) 基本計画の策定(3項目)
	a スポーツの普及、競技力の向上、マーケティング戦略等の各業務分野に関
	し、NF 運営の基本計画(長期、短期双方を含む)が明確に策定されていること
	b NF 運営の基本計画、その実施、評価、改善のプロセス(PDCA サイクル)に基
	づく取組がなされていること
	c NF 運営の基本計画及びその実施状況について、NF のウェブサイト等で公開
	されていること
	(2) 法令遵守(1 項目)
	a NF 運営に当たって、NF 及びその役職員その他構成員が適用対象となる法
	a NF 連宮に当たって、NF 及ひその役職員その他構成員か適用対象となる法令を遵守するための規程、体制が整備されていること
	1000000000000000000000000000000000000
	(3) 人材育成・確保(1 項目)
	a 後進の育成と新規人材の採用を計画的に行っていること
	(4) 多様な資金源の確保(1 項目)
	a NF 財務の健全性を確保するため、多様な資金源を確保するよう努めている
	こと

2. NF の会議体運営に関するフェアプレーガイドライン

(1) 会議体の権限分配(1項目)

	a 会議体の権限事項、社員総会や評議員会と理事会、各種委員会等の権限分
	配が明確に規定され、それぞれ実施されていること
	Pro Nime - Nime Charles Charle
	(a) 今 学什の推供の第三(4.55日)
	(2) 会議体の構成の適正(4項目)
	a 広くステークホルダー(利害関係者)の意見を反映するよう、会議体の構成員
	の分布が配慮され、選出されていること(多様性)
	b 会議体の構成員に、会社役員、弁護士、会計士や学識経験者等、外部の有
	識者が選出されていること
П	c 会議体の構成員等の任用基準、選任手続が明確かつ透明な規程になってお
	り、当該規程に従い任用が実施されていること
	り、自該規模に促い住用が実施されていること
	d 理事等の任期制限等に関する規程が設けられ、当該規程に従い実施されて
	いること
	(3) 会議体の手続きの適正(4項目)
	a 社員総会や評議員会と理事会、各種委員会等の会議体の運営手続が法令、
	定款、細則等の規程に定められ、当該規程に従って行われていること
П	
	かれていること
	c 理事と NF との間の利益相反を規制する規程が定められており、当該規程に
	従い実践されていること
_	

	d 会議体の決議に関する議事録が作成され、NFのウェブサイト等で公開されていること
	(4) 会議体における監督(1項目)
	ルキネ 市牧田市 市牧日長笠により NE 実営の中京について 田市へでむ
	a 代表者、専務理事、事務局長等による NF 運営の内容について、理事会で報告され、監督を受けていること
	ロでれた。血目を支げていること
3.	NF の具体的業務運営に関するフェアプレーガイドライン
	(1) 運営権限と責任の明確化(1 項目)
	a 具体的業務運営に当たって、事務局における部署、担当者の権限と責任、決
	裁手続が明確になっていること
	(2) 運営ルールの整備(4項目)
	a NF業務の運営に関する規程を作成し、当該規程に基づき実践されていること
	b 理事、事務局長等の経済的利益の透明性を確保する規程が設けられ、当該
	規程に従って運用されていること
	c 重要な契約について、不正な利益供与等が起きないよう、入札契約等の規程
	が設けられ、当該規程に基づき実施されていること
	d 具体的業務運営に当たって、法律、税務、会計等の専門家のサポートを積極
	的に受けて実施されていること

(3) 具体的業務運営の監督(2項目)

	a 監事により各事業年度の計算書類等の会計監査、具体的業務運営の妥当
	性に関する業務監査が行われ、監査報告書が作成されていること
	b 専門家、有識者による内部監査、監事の独立性等、監査の実効性を確保す
	る措置が講じられていること
4.	NF の会計処理に関するフェアプレーガイドライン
	(1) 適正処理、公正な会計原則の実施(3項目)
	a NFの財務、経理の処理を適正に行い、公正な会計原則に則っていること
	b 職業的専門家による会計監査が行われ、会計監査報告書が作成されている
	تاك المرابع ال
П	c 国庫補助金等の利用に関し、適正使用ガイドラインを遵守すること
Ш	c 国庫補助金等の利用に関し、適正使用カイドラインを遵守すること
	(2) 財務計画の実施(2項目)
	a 財務計画及び手続き(長期、短期両方を含む)が実施されていること
	b 財務に係る書類等の報告、承認手続が実施され、NFのウェブサイト等で公開
	されていること
5.	NF の懲罰、紛争解決に関するフェアプレーガイドライン
υ.	い マルの言い、例 丁 万十八八一尺 チャン・ナノ ノ レー・カーロ・ブーフ
	(1) 懲罰制度、紛争解決制度の構築(6項目)
	(1) 总制则及、初于所从则及少悔来(0 块日)
	NEの御思州市 《《在初清》(*) ** * * * * * * * * * * * * * * * * *
	a NFの懲罰制度、紛争解決制度(不服申立制度を含む)が規定され、規定に従
1	って実施されていること

	b 懲罰機関や紛争解決機関が、独立・中立であり、専門性を有すること
	c 懲罰手続や紛争解決手続が、当事者に十分な手続保障がなされ、迅速性が
	担保されていること
	d 懲罰手続、紛争解決制度の規定整備、実施に当たって、法律の専門家から
	サポートを受けていること
	e NF における全ての懲罰や紛争について、第一審手続、不服申立手続のどち
	らかで、日本スポーツ仲裁機構を利用できるよう、自動応諾条項等を定めている
	こと
	f NF の懲罰制度や紛争解決制度に関する規程が NF のウェブサイト等で公開
	されていること
6.	NF の情報公開に関するフェアプレーガイドライン
6.	NF の情報公開に関するフェアプレーガイドライン
6.	NF の情報公開に関するフェアプレーガイドライン (1) ウェブサイト等による情報提供(3 項目)
6.	
6.	
	(1) ウェブサイト等による情報提供(3項目)
	(1) ウェブサイト等による情報提供(3項目) a NF の機関設計が把握できる組織図、役員構成、各機関の責任者等の名前、
	(1) ウェブサイト等による情報提供(3項目) a NF の機関設計が把握できる組織図、役員構成、各機関の責任者等の名前、
	(1) ウェブサイト等による情報提供(3項目) a NF の機関設計が把握できる組織図、役員構成、各機関の責任者等の名前、 経歴等をウェブサイト等で公開していること
	(1) ウェブサイト等による情報提供(3項目) a NF の機関設計が把握できる組織図、役員構成、各機関の責任者等の名前、 経歴等をウェブサイト等で公開していること b 特段の理由がある場合を除き、全てのNF運営規程が、ウェブサイト等で公開
	(1) ウェブサイト等による情報提供(3項目) a NF の機関設計が把握できる組織図、役員構成、各機関の責任者等の名前、 経歴等をウェブサイト等で公開していること b 特段の理由がある場合を除き、全てのNF運営規程が、ウェブサイト等で公開
	(1) ウェブサイト等による情報提供(3項目) a NF の機関設計が把握できる組織図、役員構成、各機関の責任者等の名前、 経歴等をウェブサイト等で公開していること b 特段の理由がある場合を除き、全てのNF運営規程が、ウェブサイト等で公開 されていること
	(1) ウェブサイト等による情報提供(3項目) a NF の機関設計が把握できる組織図、役員構成、各機関の責任者等の名前、経歴等をウェブサイト等で公開していること b 特段の理由がある場合を除き、全てのNF運営規程が、ウェブサイト等で公開されていること c その他 NF 運営に関する報告書、競技会情報等が、ウェブサイト等で公開さ
	(1) ウェブサイト等による情報提供(3項目) a NF の機関設計が把握できる組織図、役員構成、各機関の責任者等の名前、経歴等をウェブサイト等で公開していること b 特段の理由がある場合を除き、全てのNF運営規程が、ウェブサイト等で公開されていること c その他 NF 運営に関する報告書、競技会情報等が、ウェブサイト等で公開さ
	(1) ウェブサイト等による情報提供(3項目) a NF の機関設計が把握できる組織図、役員構成、各機関の責任者等の名前、経歴等をウェブサイト等で公開していること b 特段の理由がある場合を除き、全てのNF運営規程が、ウェブサイト等で公開されていること c その他 NF 運営に関する報告書、競技会情報等が、ウェブサイト等で公開さ

口 a 広報担当者を設置し、また広報戦略に基づく広報を行っていること

7. NF のインテグリティ(高潔性)に関するフェアプレーガイドライン
(1) アンチ・ドーピング活動への取組(1 項目)
口 a 日本ドーピング防止規程(JADA コード)又は世界ドーピング防止規程(WADA コード)に準じる規程を定め、アンチ・ドーピング宣言等、アンチ・ドーピング活動を自ら実践していること
(2) スポーツの結果に影響を及ぼす不正行為の防止(1 項目)
ロ a スポーツの結果に影響を及ぼす不正行為を防止することを明記した倫理規程、防止宣言を定め、必要な施策を講じていること
(3) 差別の禁止(1 項目)
口 a 不合理な差別を禁止することを明記した倫理規程、差別禁止宣言を定め、必要な施策を講じること
(4) 暴力の根絶、セクハラ・パワハラの禁止(2 項目)
□ a アスリートの基本的人権を尊重し、暴力を根絶して、セクハラ、パワハラを禁止することを明記した倫理規程、暴力根絶宣言を定め、必要な施策を講じていること
□ b アスリートファースト、当該スポーツの将来を担う人材育成の視点を重視した
指導者育成制度を構築していること
7

□ b NF 運営に関する苦情窓口を設置し、誠実に対応すること

(5) 安全性の	確保(1	項目)
`	v,	<i>,</i> , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		74 🗆 /

	a スポーツの安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を
	講じていること
8.	NF の危機管理に関するフェアプレーガイドライン
	(1) 危機管理体制の構築(1項目)
	a NF における危機管理体制が構築され、危機管理マニュアルを策定し、具体
	的に実施されていること
	(2) 不祥事発生時の対応(3項目)
	a 不祥事が発生した場合の、事実調査、原因究明、責任者の処分、再発防止
	策について、外部の有識者を含めた対応が可能になっていること
	b 不祥事対応について、適切な時期に情報公開を行っていること
	c 不祥事発生後一定期間を経た後での、再発防止策の達成状況を検討し、対
	外的に情報公開を行っていること
	The management of the second o

以上

「スポーツ団体のガバナンスに関する協力者会議」(区分毎に50音順、敬称略)

【委員】

(分科会座長)

山本 和彦

(1)

今井 茂満 (公財)日本バドミントン協会 専務理事 梅林 啓 弁護士(西村あさひ法律事務所)、元検事 (委員長) 浦川 道太郎 早稲田大学法学学術院教授、前日本スポーツ法学会会長 大塚 眞一郎 (公社)日本トライアスロン連合 専務理事 鬼澤 佳弘 (独)日本スポーツ振興センター(JSC) 理事 木村 興治 (公財)日本卓球協会 副会長 國井 隆 公認会計士(株式会社オフィス921) 黒田 裕 1 弁護士(長島・大野・常松法律事務所) 境田 正樹 ①② 弁護士(四谷番町法律事務所) 坂元 要 (公財)日本水泳連盟 常務理事(総務委員長) 佐藤 征夫 (公財)日本オリンピック委員会(JOC)理事 (加盟団体審査委員会委員長) 髙橋 甫 (公財)日本テニス協会 常務理事 達脇 恵子 2 有限責任監査法人トーマツ 中森 邦男 (公財)日本障がい者スポーツ協会(JPSA)日本パラリンピック委員会事務局長 播磨 謙悟 (公財)日本サッカー協会 藤原 庸介 元 NHK プロデューサー((公財)日本オリンピック委員会(JOC) 理事) 前田 彰一 (公財)日本体育協会(JASA) 理事(企画部会部会長) 前田 独平 博報堂 DY メディアパートナーズ オリンピックビジネス推進部部長 松丸 喜一郎 (公社)日本ライフル射撃協会 専務理事 松村 直季 公認会計士(新日本有限責任監査法人) 松本 泰介 ①② 弁護士(Field-R 法律事務所) (分科会座長) 間野 義之 2 早稲田大学スポーツ科学学術院教授、(公財)東京オリンピック・パラリンピック 競技大会組織委員会参与

一橋大学法学研究科教授

【分科会委員】

大橋 卓生 ② 弁護士(虎ノ門協同法律事務所)

岡村 英祐 ① 弁護士(太陽法律事務所)

小川 和茂 ② 立教大学等兼任講師

庄子 博人 ② 同志社大学スポーツ健康科学部助教

千賀 福太郎 ② 弁護士(弁護士法人 瓜生·糸賀法律事務所)

人見 亮三郎 ① 公認会計士 (税理士法人オフィス921)

堀田 裕二 ① 弁護士(アスカ法律事務所)

(注) 氏名の右欄の数字は所属分科会案を示しています。